

厚生労働省



番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
厚労02	社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続
厚労03	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続



点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（法定雇用率の達成）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 政策目的（障害者を多数雇用する企業の設備投資等に対するインセンティブを喚起し、設備投資の促進を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている）に対する達成目標（法定雇用率の達成）の寄与について、「民間企業における障害者の実雇用率は、前回要望時（平成28年6月1日現在）1.92%であったところ、平成30年6月1日現在は2.05%まで上昇しており、雇用されている障害者の数も前年に比べて7.9%（約3万9千人）増加し、約53.5万人となっている」と説明されているが、過去の障害者実雇用率及び雇用者数を述べるにとどまっており、本特例措置の適用期間の最終年度までにどのように政策目的に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①・② 法定雇用率については、平成30年4月から2.2%に引き上げ、その後3年を経過する前（令和3（2021）年3月31日まで）に2.3%に引き上げることとしている。「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）において、2022年の障害者の実雇用率2.3%をKPIとして掲げている。本特例措置により、施設・設備の整備に関する費用負担の軽減を図ることでも今後も引き続き民間企業における障害者雇用を拡大していく必要がある。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度の法人税）について、「特別償却額に法人税率（23.4%）を乗じることで推計」と説明されているが、平成30年度の法人税率は23.2%であり、説明に誤りがある。</p>																								
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載されている計算方法を基に以下のとおり推計を行った。結果は表のとおり。</p> <p>○ 法人住民税＝都道府県民税＋市町村民税          ＝特別償却額×法人税率×（都道府県民税率＋市町村民税率）          ＝本特例措置の減収額×（都道府県住民税率＋市町村民税率）          ※ 都道府県民税率：3.2%、市町村民税率：9.7%</p> <p>○ 法人事業税＝事業税＋地方法人特別税          ＝特別償却額×事業税率＋特別償却額×事業税率×地方特別法人税率          ＝（特別償却額×事業税率）×（1＋地方特別法人税率）          ※ 事業税率：1.9%（H27年度は3.82%）、地方特別法人税414.2%（H27年度は93.5%）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>24</td> <td>6</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>60</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	法人住民税	24	6	1.3	1.3	1.4	1.3	1.3	法人事業税	60	20	4	4	5	4	4
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度																	
法人住民税	24	6	1.3	1.3	1.4	1.3	1.3																	
法人事業税	60	20	4	4	5	4	4																	
<p>② 御指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。</p> <p>【減収額について】</p> <p>○ 特別償却額に法人税率（23.2%）を乗じることで推計。          ・機械等：26,010千円×0.232＝6,034千円          ・建物等：17,776千円×0.232＝4,124千円</p>																								
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																								

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和元年度から3年度までの法人税）について、「特別償却額に法人税率（23.4%）を乗じることで推計」と説明されているが、当該年度の法人税率は23.2%であり、説明に誤りがある。</p> <p>③ 将来の減収額（令和元年度から3年度までの法人税）について、評価書上、百万円未満を端数処理しているが、別紙の算定過程で示されている数値（千円単位まで記載）と照らし合わせると、四捨五入と切捨てが混在しているため、修正する必要がある。また、別紙の算定過程で示されている数値についても、千円未満の端数処理に四捨五入と切捨てが混在しているため、併せて修正されたい。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① (4) ①のとおり。</p> <p>②・③ 御指摘を踏まえ、四捨五入で統一し、以下のとおり修正する。</p> <p>【減収額について】</p> <p>○ 特別償却額に法人税率（23.2%）を乗じることで推計。          ・R元年度：46,806千円×0.232＝10,859千円 → 11百万円          ・R2年度：43,786千円×0.232＝10,158千円 → 10百万円          ・R3年度：45,296千円×0.232＝10,509千円 → 11百万円</p>

【点検結果】  
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（法定雇用率の達成）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。

② 過去の適用数29件（平成30年度）が前回評価時の将来予測58件とかい離しているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標（法定雇用率の達成）の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。

③ 達成目標（法定雇用率の達成）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【厚生労働省の補足説明】

① 平成28年6月1日の民間企業（50人以上）の障害者の実雇用率は1.92%、平成29年6月1日では1.97%であり、それぞれ前年から0.04ポイント、0.05ポイント伸びている。雇用されている障害者の数は、平成28年は前年に比べて4.7%（約2万1千人）増加し、約47.4万人、平成29年は前年に比べて4.5%（約2万1千人）増加し、約49.5万人となっている。

②・③ 平成30年度に本特例措置の適用を受けるために、必要な「障害者等雇用証明書」等をハローワークに申請した企業25社に対して、アンケート調査を実施した結果、回答があった11社のうち、適用があった旨の回答があった8社について以下のような回答があり、本特例措置が障害者雇用の拡大、ひいては法定雇用率の達成に寄与したものと考えられる。

Q 仮に、この税制措置が廃止された場合、障害者雇用との関係で、何か問題が生じますか。  
→ 8社中7社が「問題が生じると思う」を選択。  
具体的には、

- ・ 早期に費用化が図れないことで、機性能性が向上された機械への更新が遅れ、障害対象を狭めることにつながる
- ・ これまでの設備投資で障害者でも作業を可能とした実績があるが、税制措置が廃止されれば新規の投資や先進的取組への意欲が向上しない
- ・ 収支に影響が生じる
- ・ 障害者の高齢化に向けた環境整備、設備導入等への支援が難しくなるのではないか。さらには雇用拡大への影響につながる。

との理由の記載があった。

Q 今後、この税制を活用しますか。  
→ 8社中全8社が「活用すると思う」を選択。  
具体的には、

- ・ 早期に費用化することで、固定資産の陳腐化や機性能性が向上されたものへの買い替えをスムーズに行うことができる
- ・ 設備の老朽化とともに障害者に配慮した整備、環境整備につなげていきたい
- ・ 税制上のメリットが大きい
- ・ 仕事量が増えた場合、新たな施設投資が必要になる

との理由の記載があった。

Q 直近で本特例措置を利用した年度について、仮に特例措置を利用しなかった場合、障害者の雇入れ又は雇用継続にどのような影響があったと考えられますか。  
→ 8社中5社が、「税制を利用しなかったら、「そもそも対象資産を取得することができず、」又は「法人税額が大きくなってしまったため、企業の財政に影響が生

じ、」障害者の雇入れ又は雇用継続に支障が出ていたと思う。」を選択。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、把握された適用数が前回評価時の将来予測とかい離している原因が明らかになっていないため、この点を課題とする。

③ アンケート調査の結果と過去の効果（「平成28年6月1日の民間企業（50人以上）の障害者の実雇用率は1.92%、平成29年6月1日では1.97%であり、それぞれ前年から0.04ポイント、0.05ポイント伸びている」及び「平成30年6月1日の民間企業（45.5人以上）の障害者の実雇用率は2.05%であり、前年の1.97%から0.08ポイント伸びて」いる）との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（法定雇用率の達成）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【厚生労働省の補足説明】

① (6) ②・③のとおり、本特例措置を利用している企業からは、本特例措置が障害者雇用の拡大に寄与している旨の声が上がっているところ、今後も新たに対象資産を所持する等により本特例措置を利用する企業があると考えられるところ、本特例措置により障害者雇用の拡大、ひいては法定雇用率の達成に寄与するものと考えられる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例措置を利用している企業からは、本特例措置が障害者雇用の拡大に寄与している旨の声が上がっているところ、今後も新たに対象資産を所持する等により本特例措置を利用する企業があると考えられるところ、本特例措置により障害者雇用の拡大、ひいては法定雇用率の達成に寄与するものと考えられる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税11) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
		②: 上記以外の税目 (所得税:外)(国税11)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 ①障害者雇用割合が50%以上※1 ②障害者雇用割合が25%以上※1かつ障害者を20人以上雇用※1 ③20人以上※2の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者※3の割合が55%以上※2(法定雇用率を達成しているものに限る。) のいずれかを満たす場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の24%(工場用建物32%)の割増償却ができる。  ※1 ダブルカウントあり(短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント) ※2 ダブルカウントなし(短時間労働者は1人を0.5人とカウント) ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者
		《要望の内容》 当該特例措置の適用期限(令和2年3月31日)を2年間延長する。
		《関係条項》 ○ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第13条、第46条、第68条の31 ○ 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の5、第29条、第39条の60 ○ 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第5条の15、第20条の17、第22条の38
5	担当部局	職業安定局障害者雇用対策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成27年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和48年度の制度創設以来、令和元年度まで適用期限の延長を重ねてきている。 昭和63年度、平成5年度、平成17年度、平成18年度、平成22年度及び平成29年度には、法改正に併せて対象となる障害者の範囲の拡充を行った。
8	適用又は延長期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることとしている。民間企業が障害者を雇用している率は、平成30年6月現在2.05%と法定雇用率(2.2%)を依然として下回っており、なお一層の改善が必要である。 このため、本税制は、障害者を多数雇用する企業の設備投資等に対するインセンティブを喚起し、設備投資の促進を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。  《政策目的の根拠》 ○障害者雇用促進法第43条(一般事業主の雇用義務)																								
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において、労働者の職業の安定を図ること 施策大目標3:労働者等の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること 施策目標3-1:高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること 基本目標IX:障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1:必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること 施策目標1-2:障害者の雇用を促進すること																								
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法定雇用率の達成  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 民間企業における障害者の実雇用率は、前回要望時(平成28年6月1日現在)1.92%であったところ、平成30年6月1日現在は2.05%まで上昇しており、雇用されている障害者の数も前年に比べて7.9%(約3万9千人)増加し、約53.5万人となっている。																								
10	有効性等	①: 適用数	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H27年度</td> <td>H28年度</td> <td>H29年度</td> <td>H30年度</td> <td>R元年度</td> <td>R2年度</td> <td>R3年度</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>39</td> <td>37</td> <td>28</td> <td>18</td> <td>31</td> <td>29</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>機械等建物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※H27～29年度については、平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より ※H30年度以降については、アンケート調査等から推計(別紙参照)</p>		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	適用件数	39	37	28	18	31	29	30	機械等建物等				11			
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度																		
適用件数	39	37	28	18	31	29	30																				
機械等建物等				11																							

②: 適用額	<p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R元 年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>808</td> <td>208</td> <td>42</td> <td>26</td> <td>47</td> <td>44</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>機械等 建物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>17</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※H27～29年度については、平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より                  ※H30年度以降については、アンケート調査等から推計(別紙参照)</p>		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	適用額	808	208	42	26	47	44	45	機械等 建物等				17			
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度																		
適用額	808	208	42	26	47	44	45																		
機械等 建物等				17																					
③: 減収額	<p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R元 年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>189</td> <td>49</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>機械等 建物等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※H27～29年度については、平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の数値より推計(別紙参照)                  ※H30年度以降については、アンケート調査等から推計(別紙参照)</p>		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	減収額	189	49	10	6	11	10	11	機械等 建物等				4			
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度																		
減収額	189	49	10	6	11	10	11																		
機械等 建物等				4																					
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  平成30年6月1日の民間企業(45.5人以上)の障害者の実雇用率は2.05%であり、前年の1.97%から0.08ポイント伸びており、雇用されている障害者の数も前年に比べて7.9%(約3万9千人)増加し、約53.8万人となっている。また、当該特例措置の延長適用により、障害者の雇用が維持・拡大され、政策目標の法定雇用率2.2%に寄与したものである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  ○ 障害者雇用の経験の有無に関わらず、課題や制約となる事項として、「物理的な環境整備」(約2割が課題や制約となる事項として回答)が、「作業内容・手順の改善」(費用は原則かからない。)に次ぐ第2位となっており<sup>※1</sup>、施設・設備の整備に対する費用負担軽減の措置の重要性は非常に高い。</p> <p>○ 特に、障害者雇用ゼロ企業の問題が深刻である<sup>※2</sup>中、「これまで障害者を雇用したことがない」企業の方が、「現在、障害者を雇用している」企業よりも、「物理的な環境整備」を課題や制約となる事項として回答する企業の割合が高い<sup>※1</sup>ことも踏まえ、本措置を継続する必要性の高さも確認できる。</p> <p>※1 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「中小企業における障害者雇用促進の方策に関する研究報告書」(2013年)P.59</p>																								

		<p>※2 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)において、「障害者雇用ゼロ企業をはじめとする中小企業による雇用の促進や、多様な障害特性に応じた職場定着支援の推進、地域における障害者就労支援の推進等を図る。」とされている。</p>
	⑥: 税収減を是認する理由等	<p>平成30年6月1日の民間企業(45.5人以上)の障害者の実雇用率は2.05%であり、前年の1.97%から0.08ポイント伸びたところであるが、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する企業の競争力の確保、経営地盤の安定化やそれによる障害者の雇用の維持・拡大に寄与している。</p>
11 相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>障害者を多数雇用する企業は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、障害者多数雇用事業所は、通常必要な設備投資とは別に障害者の雇用のための設備投資が必要なため、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、もって事業主が障害者を雇用することにつながるものが期待できるものである。</p> <p>障害者を多数雇用する事業所は、障害者の特性に配慮して働きやすい環境を整備するため、多額の設備投資等を要しており、障害者を多数雇用していない事業所に比べ、より多額の経済的負担を負っている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者を多数雇用事業所の施設投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることが、障害者の雇用の安定・促進につながる。</p>
12 有識者の見解		—
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成29年8月(H29 厚労 06)

## 別紙

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度に係る推計について

## 1. 平成30年度の適用件数、特別償却額及び減収額について

## 【適用件数について】

- 平成30年度に本特例措置の適用を受けるために、必要な「障害者等雇用証明書」等をハローワークに申請した企業25社に対して、アンケート調査を実施した。

回答があった11社のうち、機械等については8社、建物等については5社、本特例の措置の適用があった旨の回答があった。

これを踏まえ、以下のとおり、適用数の推計を行った。

調査対象	回答有	適用有		未回答				
25社	11社	8社	<table border="1"> <tr> <td>機械等</td> <td>建物等</td> </tr> <tr> <td>8社</td> <td>5社</td> </tr> </table>	機械等	建物等	8社	5社	14社
機械等	建物等							
8社	5社							

## ・ 機械等

14社（未回答企業）× 8社（適用有の企業）／11社（回答企業）  
 $\div 10$  社  
 8社 + 10社 = 18社

## ・ 建物等

14社（未回答企業）× 5社（適用有の企業）／11社（回答企業）  
 $\div 6$  社  
 5社 + 6社 = 11社

## 【特別償却額について】

- アンケート調査から集計した1社ごとの特別償却額の平均値に、適用件数を乗じて特別償却額を推計。

- ・ 機械等：1,445千円（平均特別償却額）<sup>\*1</sup> × 18社 = 26,010千円
- ・ 建物等：1,616千円（平均特別償却額）<sup>\*2</sup> × 11社 = 17,776千円

※1 アンケート調査により機械等について適用したと回答いただいた8社の特別償却額の合計額：11,562千円を8で除したもの。

※2 アンケート調査により建物等について適用したと回答いただいた5社の特別償却額の合計額：8,081千円を5で除したもの。

## 【減収額について】

- 特別償却額に法人税率（23.2%）を乗じて推計。  
 ・ 機械等：26,010千円 × 0.232 = 6,034千円  
 ・ 建物等：17,776千円 × 0.232 = 4,124千円

## 2. 平成27～29年度の適用件数、特別償却額及び減収額について

## 【適用件数及び特別償却額について】

- 平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より記載

## 【減収額について】

- 1と同様の方法により、平成29年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書に記載の特別償却額に法人税率（23.4%）を乗じて推計。

## 3. 令和元年度以降の適用件数、特別償却額及び減収額について

## 【適用件数について】

- 各年度の前3年度分の実績（推計値\*）を平均したものと推計。  
 ※ 平成30年度分は、機械等の18と建物等の11を足した29で計算。

## ・ R元年度：

(H28実績(37) + H29実績(28) + H30推計値(29)) / 3 = 31

## ・ R2年度：

(H29実績(28) + H30推計値(29) + R元推計値(31)) / 3 = 29

## ・ R3年度：

(H30推計値(29) + R元推計値(31) + R2推計値(29)) / 3 = 30

## 【特別償却額について】

- 上記で算出した適用件数について、機械等と建物等の割合を平成30年度の割合から機械的に算出し、機械等・建物等それぞれの平成30年度の平均特別償却額を、上記で算出した適用件数に乗じて推計。

## ・ R元年度：

(機械等) (建物等)

31 × 18 / 29 × 1,445千円 + 31 × 11 / 29 × 1,616千円 = 46,806千円

## ・ R2年度：

(機械等) (建物等)

29 × 18 / 29 × 1,445千円 + 29 × 11 / 29 × 1,616千円 = 43,786千円

- ・ R 3 年度：  
    (機械等)                      (建物等)  
 $30 \times 18 / 29 \times 1,445 \text{ 千円} + 30 \times 11 / 29 \times 1,616 \text{ 千円} = 45,296 \text{ 千円}$

【減収額について】

- 1 と同様の方法により、上記で算出した特別償却額に法人税率 (23.2%) を乗じることで推計。
  - ・ R 元年度： $46,806 \text{ 千円} \times 0.232 = 10,859 \text{ 千円}$
  - ・ R 2 年度： $43,786 \text{ 千円} \times 0.232 = 10,158 \text{ 千円}$
  - ・ R 3 年度： $45,296 \text{ 千円} \times 0.232 = 10,509 \text{ 千円}$





## 点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① ご指摘の通り不足分を追記。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成25年度から30年度までの法人事業税）が年度ごとに把握されていない。
② 過去の適用数（平成25年度から29年度までの法人事業税）について、「平成29年11月実施第21回医療経済実態調査及び平成29年医療施設調査より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① ご指摘の通り不足分を追記。
② 算定根拠は別紙「社会保険料診療報酬に係る非課税措置」に係る適用見込み数の推計及び減収額（試算）を参照頂きたい。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成30年度の適用数が明らかにされておらず、また、法人事業税と個人事業税の適用数が書き分けられていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成25年度から28年度までの算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 地域における医療体制を維持することを目標としており、現状維持が適用数予測と認識している。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「地域における医療体制を維持することを目標としており、現状維持が適用数予測と認識している」との説明では、将来の適用数が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。
② 過去の減収額（平成25年度から27年度まで及び30年度の法人事業税）が把握されていない。
③ 過去の減収額（平成28年度及び29年度）について、「実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① ご指摘の通り不足分を追記。
② ご指摘の通り不足分を追記。
③ 課税標準額に年800万超の標準税率4.6%を乗じた額を概算値として記載。
【点検結果】
① 法人事業税と個人事業税の減収額が書き分けられておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 平成30年度の減収額が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算定の基礎となっている適用額について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第198回国会提出）」に記載されているのは平成27年度から29年度までの税目ごとの適用総額であり、平成25年度及び26年度の算定根拠が不明である。また、同報告書によれば、平成27年度の法人事業税の適用総額は5,825億5,016万5千円であり、補足説明により追記した数値に誤りがある。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 地域における医療体制を維持することを目標としており、現状維持が適用数予測と認識している。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）に対する過去の効果（平成30年度）が把握されていない。
② 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）に対する過去の直接的な効果（平成25年度から29年度まで）について、「本措置の適用により、平成25年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている」と説明されているが、過去の効果（医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① ご指摘の通り不足分を追記。
② 指標の性質上、他の要因等を排除できるものではないと認識している。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかになっていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 地域における医療体制を維持することを将来の効果としており、医療機関数の推移で効果を検証していきたい。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「地域における医療体制を維持することを将来の効果としており、医療機関数の推移で効果を検証していきたい」との説明では、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び(減税額(試算))

令和2年税制改正要望  
単位：千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,720,119	703,774	172,067	89,329
社会保険診療報酬(年間)②	1,603,747	625,916	145,192	78,599
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.2%	88.9%	84.4%	88.0%
医療費用(年間)④	1,684,726	671,818	158,624	60,456
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,570,165	597,247	133,879	53,201
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	33,582	28,669	11,313	25,398
開設者別施設数⑦	5,766	210	41,927	41,892
黒字率⑧:注1	56.7%	69.0%	70.9%	95.6%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,269	145	29,726	40,049
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	108,790,428	3,733,924	336,303,213	901,005,609
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	7,232,115	186,696	22,152,965	45,050,280

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	92,037	40,686
社会保険診療報酬(年間)②	66,127	35,818
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	71.8%	88.0%
医療費用(年間)④	86,572	28,807
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	62,200	25,360
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,927	10,458
開設者別施設数⑦	13,871	54,133
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,890	52,563
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	38,833,259	397,256,517
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	2,558,024	19,862,826

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	97,042,907
要望の措置の適用対象見込み	135,642

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成29年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1：医療法人・個人の黒字率は平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表－損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2：個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続
2	①: 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税 16)
	②: 上記以外の税目	個人事業税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。
		《要望の内容》 現行制度の延長
		《関係条項》 地方税法第 72 条の 23 地方税法第 72 条の 49 の 12
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 8 月 分析対象期間:平成 25~29 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	①: 必要性及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。
		《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
	②: 政策体系における政策目的的位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる 5 年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。	
10	有効性等	①: 適用数	平成 29 年度 135,642 件/年※ 平成 28 年度 136,371 件/年 平成 27 年度 136,482 件/年 平成 26 年度 136,429 件/年 平成 25 年度 135,449 件/年 ※平成 29 年 11 月実施第 21 回医療経済実態調査及び平成 29 年医療施設調査より推計 ※両調査のデータが揃うのが毎年 11 月の為、今回は平成 29 年度が最新のデータ
		②: 適用額	平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円) 平成 28 年度 課税標準額 1,824,735 百万円 (個人事業税 1,273,354 百万円) (法人事業税 551,381 百万円) 平成 27 年度 課税標準額 1,849,971 百万円 (個人事業税 1,272,901 百万円) (法人事業税 577,070 百万円) 平成 26 年度 課税標準額 1,893,022 百万円 (個人事業税 1,299,395 百万円) (法人事業税 593,627 百万円) 平成 25 年度 課税標準額 2,037,371 百万円 (個人事業税 1,347,584 百万円) (法人事業税 689,787 百万円) ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 198 回国会提出)参照
		③: 減収額	(実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年 800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 平成 29 年度 1,732,211 百万 × 4.6% = 79,682 百万 平成 28 年度 1,824,735 百万 × 4.6% = 83,938 百万 平成 27 年度 1,849,971 百万 × 4.6% = 85,099 百万 平成 26 年度 1,893,022 百万 × 4.6% = 87,079 百万 平成 25 年度 2,037,371 百万 × 4.6% = 93,719 百万

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  地域における医療提供体制が維持されている。                  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  本措置の適用により、平成 25 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関数</td> <td>177,769</td> <td>177,546</td> <td>178,212</td> <td>178,911</td> <td>178,492</td> </tr> </tbody> </table> <p>※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在)</p>		25	26	27	28	29	医療機関数	177,769	177,546	178,212	178,911	178,492
			25	26	27	28	29							
医療機関数	177,769	177,546	178,212	178,911	178,492									
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。</p>													
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、本措置による下支えが必要である。</p>												
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—												
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—												
12	有識者の見解	—												
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月 点検番号「H27 厚労 09」												





点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>② 前回評価時（平成27年度）は達成目標に係る測定指標を「医療法人数」の推移とし、今回は「医療機関数」の推移としている理由を示されたい。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通り文言を追記。</p> <p>② 前回評価時も医療機関数としており、特段の変更はない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 前回評価時（平成27年度）は達成目標に係る測定指標が「医療法人数」の推移と記載されており、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成25年度から30年度までの法人事業税）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成25年度から29年度までの法人事業税）について、「平成29年分税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通り文言を追記。</p> <p>② 算定根拠は別紙、「医療法人に係る事業税（社会保険診療報酬以外分）の軽減措置にかかる減収見込み及び適用見込数」を参照頂きたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成30年度の適用数が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 推計方法が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 地域における医療体制を維持することを目標としており、現状維持が適用数予測と認識している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「地域における医療体制を維持することを目標としており、現状維持が適用数予測と認識している」との説明では、将来の適用数が定量的に予測されていないため、この点を課</p>

題とする。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成25年度、26年度及び30年度の法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人事業税）について、「地方税法に基づく適用実態調査結果」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通り不足分を追記。</p> <p>② 地方税法に基づく適用実態調査結果を引用しているもの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成30年度の減収額が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。なお、「地方税に係る税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載されているのは、適用総額であることから、当該金額は評価書の「適用額」欄に記載した上で、適用額と減収額が同一となるのであれば、その説明を記載することが望ましい。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 地域における医療体制を維持することを目標としており、現状維持が適用数予測と認識している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）に対する過去の効果（平成30年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）に対する過去の直接的な効果（平成25年度から29年度まで）について、「本措置の適用により、平成25年度以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている」と説明されているが、過去の効果（医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① ご指摘の通り不足分を追記。</p> <p>② 指標の性質上、他の要因等を排除できるものではないと認識している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）に対する将来の効果が予測されて</p>
--

おらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 地域における医療体制を維持することを将来の効果としており、医療機関数の推移で効果を検証していきたい。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「地域における医療体制を維持することを将来の効果としており、医療機関数の推移で効果を検証していきたい」との説明では、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、その中でも(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数  
 ★医療法人所得を「平成29年税務統計から見た法人企業の実態」第9表から引用

令和2年度税制改正要望資料

<現状>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	7,582	3,792	
医療法人所得(百万円)②(注3)	377,498	81,887	254,256	336,143
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,440	14,412	44,749	59,161
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,325	706	2,193	2,899
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	802	244	756	1,000
影響額合計(百万円)⑨	3,128	950	2,949	3,899

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,000万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,000万円超4,500万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	4,500万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	7,582	3,792	
医療法人所得(百万円)②(注3)	377,498	81,887	254,256	336,143
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,440	14,412	44,749	59,161
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,325	764	3,132	3,896
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	860	283	1,159	1,442
影響額合計(百万円)⑨	3,186	1,046	4,291	5,338

○減収見込額

法人事業税 : 3,896百万円－2,899百万円=997百万円  
 地方法人特別税 : 1,442百万円－1,000百万円=442百万円

合計

1,439百万円
----------

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.6%≒2,000万円、800万÷17.6%≒4,500万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
 2,000万円超、4,500万円以下の部分については、所得が2,000万円以上の法人数。4,500万円超の部分については、所得が4,500万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年税務統計から見た法人企業の実態」第9表(国税庁)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税:義)(地方税 17)
	②: 上記以外の税目	なし
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を講じる。 《要望の内容》 現行制度の延長 《関係条項》 地方税法第 72 条の 24 の 7
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年 8 月 分析対象期間:平成 25~29 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。 ②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる 5 年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)											
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。											
10	有効性等	①: 適用数 平成 29 年度 7,582 件/年※ 平成 28 年度 8,430 件/年 平成 27 年度 8,774 件/年 平成 26 年度 9,102 件/年 平成 25 年度 8,597 件/年 ※平成 29 年分税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計 ※両調査のデータが揃うのが毎年 11 月の為、今回は平成 29 年度が最新データ											
		②: 適用額 ③減収額参照											
	③: 減収額	地方税法に基づく適用実態調査結果 平成 29 年度 税額 2,124 百万円 平成 28 年度 税額 2,523 百万円 平成 27 年度 税額 1,979 百万円 平成 26 年度 税額 1,718 百万円 平成 25 年度 税額 1,961 百万円											
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 25 年度以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関数</td> <td>56,180</td> <td>57,569</td> <td>58,837</td> <td>60,287</td> <td>61,564</td> </tr> </tbody> </table> ※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在)		25	26	27	28	29	開設者が 医療法人の 医療機関数	56,180	57,569	58,837	60,287
	25	26	27	28	29								
開設者が 医療法人の 医療機関数	56,180	57,569	58,837	60,287	61,564								
	⑥: 税収減を是認する理由等	医療は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。											
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への本措置による経営の下支えが必要である。											

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月 点検番号「H27 厚労 10」